

をお知らせします

— 新型コロナウイルス感染症対策

緊急対策「3つの柱」



感染拡大を予防・防止



事業所等の経営悪化などに対応



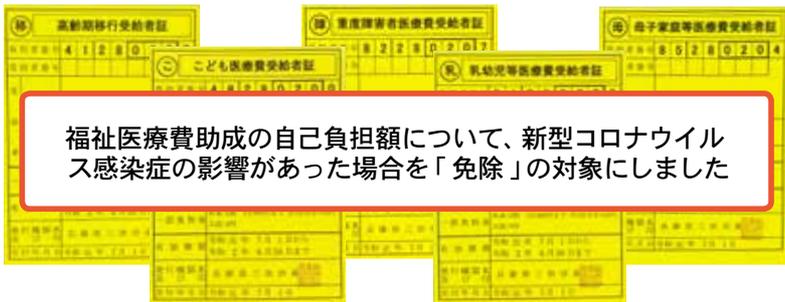
就業や収入などへの影響に対応

*掲載内容は全て5月7日時点の情報です

福祉医療費助成制度 受給者の皆さんへ

市独自施策

■ 医療費の負担を免除します



福祉医療費助成の自己負担額について、新型コロナウイルス感染症の影響があった場合を「免除」の対象にしました

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の影響により、収入が減少したときは、福祉医療費助成制度（乳幼児等、子ども、母子家庭等、障害者、高齢期移行）における自己負担額（医療機関に支払う費用）が免除される場合があります。該当すると思われる場合、まずは下記にお問い合わせください。

対象となる人＝次の①②いずれも満たす人
 ①市から送付している受給者証の外来または入院の「一部負担金」の欄に0円以外の金額が記載されている人
 ②感染症の影響により、2年1月以降、主たる生計維持者の収入が一定額（※）以下に減少した世帯
 ※一定額…生活保護における基準生活費の1.8倍

【例】夫婦がともに40歳、小学生の子2人の世帯の場合
 →年収見込み額が約280万円以下に減少した場合が対象となる目安です（条件によって異なります）

免除となる額＝通院・入院医療費自己負担額（要件を満たした月から6カ月を限度）※自己負担額0円の受給者証を発行します
支払った費用の払い戻し＝2年1月以降で既に医療機関に支払った費用も対象となることがありますのでお問い合わせください。

「乳幼児等・子ども医療費」制度改正により7月から自己負担額が上がる世帯も免除の対象です

従前からお知らせしていたとおり、7月から、「前年」の収入がおよそ800万円以上の世帯の小・中学生の通院に係る自己負担額を、現在の400円から800円に改定します。
 この場合でも、感染症の影響で収入が減少した世帯は、「現在」の状況を確認した上で、上記の免除を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ＝国保医療課 給付係 (559-5049 FAX 559-2636)

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の加入者の皆さんへ

■ 保険料（税）を免除または減額します

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の影響により、下記対象世帯等には保険料（税）を軽減できる場合があります。該当すると思われる場合、下記にお問い合わせの上、申請してください。
免除・減額の対象となる保険料（税）＝2年2月1日から3年3月31日までの間に納期限等が設定されているもの（元年度・2年度分）
2年度保険料（税）の決定通知書＝7月中旬に発送予定

■ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の免除・減額

対象となる世帯（人）＝感染症やその影響により、次に該当する世帯（人）
【全額免除】主たる生計維持者が亡くなるか重篤な状態になった場合



国民健康保険税



後期高齢者医療保険料

【減額】主たる生計維持者が次の①～③いずれも満たす場合
 ①事業収入、不動産収入、給与収入等のいずれかが前年よりも3割以上減少 ②前年の所得の総額が1,000万円以下 ③①以外の前年の所得額が400万円以下

申請＝上記に該当すると思われる場合、まずは国保医療課までお問い合わせください。詳細は市ホームページに掲載しています。
問い合わせ＝国保医療課 資格収納係 (559-5050 FAX 559-2636)

■ 介護保険料の免除・減額

対象となる人＝感染症やその影響により、次に該当する65歳以上の人
【全額免除】主たる生計維持者が亡くなるか重篤な状態になった場合



【減額】主たる生計維持者が次の①②いずれも満たす場合
 ①事業収入、不動産収入、給与収入等のいずれかが前年よりも3割以上減少 ②①以外の前年の所得額が400万円以下

申請＝上記に該当すると思われる場合、まずは介護保険課までお問い合わせください。詳細は市ホームページに掲載しています。
問い合わせ＝介護保険課 資格管理係 (559-5077 FAX 563-1447)

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は右記へご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】

0797-62-7304 平日9時～17時30分
 休日・夜間は、24時間対応コールセンター
 (078-362-9980 FAX 078-362-9874)

新型コロナウイルス感染症関連情報

市内医療機関で「電話・オンライン診療」が始まりました



感染拡大防止のため、臨時的に電話やスマートフォンで医療機関に相談・受診ができるようになりました。
 ※オンライン診療とは…パソコンやスマートフォンを使用して、医療機関とビデオ通話で診療を行うこと



実施医療機関＝右表参照 ※5月7日時点。最新の情報は市のホームページをご覧ください
電話・オンライン診療手順＝

- ①予約 → ②診療（医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が開始） → ③診療後（薬の処方、服薬指導等）

注意事項＝医療機関により、再診のみの受付や、診療方法が異なる場合があります。必ず事前に医療機関へお問い合わせください。

問い合わせ＝健康増進課 (559-6155 FAX 559-5705)

実施医療機関名／診療科	電話番号	初診の受付	再診の受付
いまだ内科クリニック（内・消内・外・泌）	553-6500	○	○
エバラこどもクリニック（小・アレ）	080-2041-5261 専用ダイヤル	○	○
さくらこころのクリニック（精・心内）	553-5687		○
澤外科（内・外・消内・肛）	563-2713		○
三田西病院（精）	568-0025		○
すぎたファミリークリニック（内・小）	562-2700	○	○
宝塚三田病院（精）	563-4871		○
田場医院（内・小）	565-2525	○	○
とくやまクリニック（外・小）	562-0002		○
富田クリニック（外・胃・リハ・肛）	560-7700	○	○
平島病院（小・内・外・整外・眼）	564-5381	○	○

市外局番…079 診療科…内／内科、外／外科、精／精神科、泌／泌尿器科、アレ／アレルギー科、胃／胃腸科、小／小児科、整外／整形外科、消内／消化器内科、リハ／リハビリテーション科、眼／眼科、心内／心療内科、肛／肛門科